

ID: 56

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町交流施設条例 第9条		
例 規 番 号	平成17年条例第90号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 教育委員会は、公益上、その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日